

国立大学法人奈良教育大学契約審査委員会規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成18年 3月29日規則第47号

改正 平成19年10月10日規則第62号

改正 平成24年 2月22日規則第17号

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良教育大学契約事務取扱規則(平成16年奈良教育大学規則第95号。以下「契約規則」という。)第4条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学契約審査委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査事項)

第2条 委員会は、契約規則第25条第2項の規定により、契約責任者から意見を求められた事項について審査し、その適否について契約責任者に通知するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 財務課長
- 二 施設課長
- 三 財務課副課長
- 四 施設課副課長

(委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により委員長を置く。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、財務課又は施設課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

規 則 (平成18年規則第47号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

規 則 (平成19年規則第62号)

この規則は、平成19年10月10日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則（平成24年規則第17号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。